

指定相談支援事業所ひかりのご案内

(特定相談支援事業・特定障害児相談支援事業)

障害福祉サービスを利用しようとされる知的障害児・者の方々へ
社会福祉士の資格を有する相談支援専門員が相談に応じ「利用計画案」を作成します！

*利用計画案を作成しなければ、サービスの支給決定が行われません



ご利用の流れ

- ①市町村福祉課へ利用希望の申請をします。
- ②福祉課より文書にてサービス等利用計画案の作成依頼があります。
- ③指定相談支援事業者と利用契約をします。
- ④指定相談支援事業者が計画案を作成し、申請者に交付します。
- ⑤申請者が市町村に以下の書類を提出。
「サービス利用計画案」
「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給申請書」
「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」
- ⑥市町村がサービス支給の決定を行います。
「障害福祉サービス等の支給決定書」「受給者証」交付
- ⑦指定相談支援事業者が利用計画を作成。
 - ・特定相談支援事業者はサービス事業者とサービス担当者会議を行う
 - ・利用計画を市町村へ提出
- ⑧申請者はサービス提供事業者と利用契約をします。
- ⑨サービス利用開始

【モニタリング】

サービス開始後も、支援経過について定期的にモニタリングを行います。
必要に応じて利用計画の見直し変更等が行われ、前と同様の手続きが行われます。



社会福祉法人ひかり学園

指定相談支援事業所ひかり

愛知県犬山市大字前原字橋爪山123番地

TEL 0568-61-6502 (専用)

FAX 0568-62-4074

営業時間

毎週月曜日から金曜日（年末年始除く）

AM9時～PM5時

担当：奥村

